

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 11 月 7 日 (火) 第 463 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定の通知 (3件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 3
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (2件) (社会福祉課取扱い) 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (社会福祉課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 4
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 4
- 令和 5 年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 4

### 公 告

- 落札者等の公告 (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 5

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

## 告 示

### 鹿 児 島 県 告 示 第 815 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により, 次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 11 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所  
熊毛郡南種子町中之上字永谷山 1632 番 1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は, 択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は, 省略し, その図面及び関係書類を鹿 児 島 県 環 境 林 務 部 森 づ け り 推 進 課 及 び 南 種 子 町 役 場 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る。)

### 鹿 児 島 県 告 示 第 816 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により, 農 林 水 産 大 臣 から 次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 5 年 11 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出水郡長島町山門野字大鳥平4917番4, 字壺番割4942番8, 4942番13, 4946番, 4946番1, 4947番3, 4969番3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第817号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 5 年 11 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
阿久根市山下字藤ノ段5312番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第818号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 5 年 11 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出水市麓町170番1（次の図に示す部分に限る。）、170番2, 170番3
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第819号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年11月7日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
牧瀬内科クリニック	曾於郡大崎町神領2394番地1	令和5年10月1日
きくち内科・糖尿病クリニック	霧島市隼人町内932番地1	令和5年9月30日
かわひら歯科クリニック	霧島市隼人町姫城1089-1	令和5年10月31日

### 鹿児島県告示第820号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和5年11月7日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
かのや歯科・矯正歯科クリニック	鹿屋市旭原町3592-14	令和5年10月1日
なのはな歯科	指宿市東方10801番地1	令和5年10月1日
きくち内科・糖尿病クリニック	霧島市隼人町内932番地1	令和5年10月1日

### 鹿児島県告示第821号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和5年11月7日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
瀧澤宏一	たにやま鍼灸整骨院 枕崎市中町225-1 宿里ビル101号	令和5年 9月8日	はり、きゅう、柔道整復
沖野北斗	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号	令和5年 10月3日	柔道整復
沖野北斗	整骨院無双伊集院 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	令和5年 10月3日	柔道整復
米澤孝誠	ごう整骨院	令和5年	柔道整復

日置市伊集院町徳重三丁目 6 番地 3

10月14日

## 鹿児島県告示第822号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 5 年 11 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
薩摩川内市下甕歯科診療所 薩摩川内市下甕町長浜 8 番地 3	所在地	薩摩川内市下甕町青瀬 606 番地 2	薩摩川内市下甕町長浜 8 番地 3	令和 5 年 10月 1 日
医療法人昭泉会馬場病院 日置市吹上町湯之浦 2378	名称	医療法人昭泉会外科馬場病院	医療法人昭泉会馬場病院	令和 5 年 8 月 16 日

## 鹿児島県告示第823号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（中山間地域総合整備）（旧：中山間地域総合整備（生産基盤型））（農業用排水施設整備及び区画整理）志布志地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 11 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
令和 5 年 11 月 8 日から同年 12 月 6 日まで
- 縦覧場所  
志布志市役所耕地林務水産課

## 鹿児島県告示第824号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 5 年 11 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
指宿市	令和 3 年 8 月 2 日から 令和 4 年 9 月 30 日まで	地籍図及び地籍簿	指宿市湯の浜六丁目及び十二町の各一部	令和 5 年 10月 25 日
錦江町	令和 3 年 7 月 1 日から 令和 5 年 3 月 6 日まで	地籍図及び地籍簿	錦江町田代麓の一部	令和 5 年 10月 25 日

## 鹿児島県告示第825号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和 5 年度第 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 5 年 11 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
  - (1) 男子  
自衛官候補生
  - (2) 女子  
自衛官候補生
- 2 募集期間
  - (1) 男子  
令和 5 年 11 月 4 日から同年 12 月 1 日まで
  - (2) 女子  
令和 5 年 11 月 4 日から同年 12 月 1 日まで
- 3 試験期日
  - (1) 筆記試験 (WEB 試験)  
令和 5 年 12 月 4 日から同月 9 日まで
  - (2) 口述試験及び身体検査  
令和 5 年 12 月 9 日
- 4 応募年齢  
令和 6 年 4 月 1 日において 18 歳以上  
令和 6 年 6 月 30 日において 33 歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬 大字大熊字中畑 266 番 49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯 地
薩摩川内市冷水町字上床 539 番地 2	(予備：陸上自衛隊川内駐屯地)

- 6 応募手続  
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。  
なお、志願票は、各市町村において交付する。

## 公 告

落札者等の公告  
特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
令和 5 年 11 月 7 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 原口優清

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
磁気共鳴診断装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
鹿屋市札元一丁目 8 番 8 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 5 年 10 月 13 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
シーメンスヘルスケア株式会社南九州営業所  
鹿児島市樋之口町 3-28
- 5 落札金額  
160,160,000 円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和5年9月1日

**公安委員会告示****鹿児島県公安委員会告示第110号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和5年11月7日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 中森明菜・歌姫伝説極KM-T F	株式会社ディ・ライト	3P1149
回胴式遊技機	L 吉宗ライジングSA2	株式会社サボハニ	3S0802
回胴式遊技機	L／バジリスク絆2～天膳～／Z N	株式会社ミズホ	330412